

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	一
○ 福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	五
○ 福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則	五
○ ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	〇
○ 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県企業局	三
○ 福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程	三
○ 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	四
○ 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則、福島	四

規 則

県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則、ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則、福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則、福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第十四号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（市町村行政課）

福島県規則第十五号

福島県文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島県文化センター条例施行規則（平成二十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三、一〇〇円」を「三、一六〇円」に改める。

別表の一の表中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に改め、山台の項を削り、「二五〇円」を「二六〇円」に、「山台用毛せん」を「平台用毛せん」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一六〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に改め、スライドプロジェクトの項を削り、別表の二の表中「二、一六〇円」を「二、一八〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五七〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「三、一一〇円」を「三、一六〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「サイドフロントスポットライト」を「サイドフロントスポットライト」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「一、八七〇円」を「一九〇〇円」に改め、トーマタルスポットライトの項を削り、「三八〇円」を「三九〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一二〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四三〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に改め、別表の三の表中「プレコーダー（オーブニール式据置型）」の項を削り、「五八〇円」を「五九〇円」に改め、デジタルオーデイオテーブデッキの項を削り、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に改め、

円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改め、ソロスピーカーの項を削り、「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「二、九四〇円」を「二、九八〇円」に改め、別表の四の表中スライドプロジェクターの項を削り、「五八〇円」を「五九〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改め、別表の五の表中「九七〇円」を「九九〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「七七〇円」を「七九〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 福島県文化センター条例の一部を改正する条例（平成三十一年福島県条例第九号）

附則別表第一の二の表舞台用附属設備の項から視聴覚室附属設備の項まで及び附則別表第二の二の表会議室兼展示室附属設備の項に規定する三、一六〇円の範囲内で規則で定める額は、附則別表のとおりとする。

附則別表

一 舞台用附属設備

設 備 の 別	使用単位	金 額
松羽目竹羽目	一式一回	二、五〇〇円
金びょうぶ	一双一回	一、一八〇円
銀びょうぶ	一双一回	一、一八〇円
鳥の子びょうぶ	一双一回	八五〇円
大太鼓	一台一回	八五〇円
平台	一台一回	四六〇円
振り落し装置	一式一回	二六〇円
緋長座布団	一枚一回	二六〇円
平台用毛せん	一枚一回	五九〇円
コントラバス用椅子	一脚一回	三三〇円

二 舞台照明装置

設 備 の 別	使用単位	金 額
譜面台	一台一回	一九〇円
指揮者台（指揮者譜面台付き）	一組一回	二六〇円
スクリーン（小ホール用）	一式一回	一、七〇〇円
液晶ビデオプロジェクター	一台一回	三、一六〇円
移動用スクリーン	一台一回	五六〇円
フットライト（大ホール用）	一列一回	一、一八〇円
フットライト（小ホール用）	一列一回	七二〇円
第一ボーダーライト（大ホール用）	一列一回	二、五七〇円
第二ボーダーライト（大ホール用）	一列一回	二、三七〇円
第三ボーダーライト（大ホール用）	一列一回	二、三七〇円
ボーダーライト（小ホール用）	一列一回	一、三八〇円
サスペンションライト（大ホール用）	一列一回	三、一六〇円
サスペンションライト（小ホール用）	一列一回	一、七一〇円
アップパーホリゾントライト（大ホール用）	一列一回	二、九〇〇円
ローパーホリゾントライト（大ホール用）	一列一回	五二〇円
ホリゾントライト（小ホール用）	一列一回	一、一八〇円
シーリングスポットライト（大ホール用）	一列一回	三、一六〇円
シーリングスポットライト（小ホール用）	一列一回	一、三八〇円

設備の別	使用単位	金額	三 舞台音響設備															
			持込機器	ハイクオリティライト	パーライト	フレネルレンズスポットライト(二・五KW)	スモークマシン(本体のみ)	ドライアイスマシン(本体のみ)	エフェクトマシン	ストロボマシン	オーロラマシン	ストリップライト	ペビースポットライト	ステージスポットライト	花道フットライト	ピンスポットライト(小ホール用)	ピンスポットライト(大ホール用)	サイドフロントスポットライト
テープレコーダー(カセット式)	一台一回	五九〇円	(一KWにつき) 三三二〇円	一台一回 三九〇円	一台一回 三九〇円	一台一回 八八〇円	一台一回 一、四三〇円	一台一回 一、四三〇円	一台一回 一、一二〇円	一台一回 一、一二〇円	一台一回 九九〇円	一本一回 三三〇円	一台一回 三九〇円	七九〇円	一列一回 一、一八〇円	一台一回 一、七一〇円	一台一回 一、九一〇円	一台一回 七九〇円

設備の別	使用単位	金額	四 視聴覚室附属設備														
			持込機器	ミニディスクデッキ	移動用音声調整卓	残響付加装置	ダイレクトボックス	マイクروفオン(スタンド付き)	マイクつり下げ装置(マイクروفオンは、含まない。)	マイクエレベーター装置(マイクروفオンは、含まない。)	ステージフロントスピーカー	ステージスピーカー	ウォールスピーカー(小ホール用)	ウォールスピーカー(大ホール用)	はね返りスピーカー	プロセニアムサイドスピーカー(大ホール用)	プロセニアムスピーカー
	(一KWにつき)	三三二〇円	一台一回 五九〇円	一式一回 一、九八〇円	一式一回 一、九八〇円	一台一回 五二〇円	一本一回 九九〇円	一式一回 七二〇円	一基一回 一、一八〇円	一台一回 三三〇円	一式一回 七二〇円	一式一回 五二〇円	一式一回 七二〇円	一式一回 五二〇円	一式一回 七二〇円	一組一回 二、三七〇円	一台一回 五九〇円

設 備 の 別	使用単位	金 額
テープレコーダー	一台一回	五九〇円
ワイヤレスマイクフオン	一組一回	九九〇円
スピーカー	一式一回	七九〇円
マイクフオン（スタンド付き）	一本一回	九九〇円
持込機器	（一KWにつき）	三三〇円

五 会議室兼展示室附属設備

設 備 の 別	使用単位	金 額
ワイヤレスマイクフオン	一組一回	九九〇円
カセットデッキ	一台一回	五九〇円
スピーカー	一式一回	七九〇円
マイクフオン（スタンド付き）	一本一回	九九〇円
持込機器	（一KWにつき）	三三〇円

備考

- 一の表から五の表までの使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する使用時間単位のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とし、全日は、三回とする。
- 二の表の設備の別の欄に掲げる各設備には、カラーフィルターは、含まない。
（文化振興課）

福島県規則第十六号

福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則（昭和五十一年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同条中「身体障害者とは」を「身体障がい者とは」に、「身体上の障害」を「身体上の障がい」に、「知的障害者」を「知的障がい者」に改める。
第一号様式中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「知的障害者」を「知的障がい者」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の規定により提出されている体育館使用許可申請書は、改正後の福島県勤労身体障がい者体育館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定により提出された体育館使用許可申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（保健福祉総務課）

福島県規則第十七号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の見出し中「厚生センター」を「交流センター」に改め、同条第一項中「太陽の国厚生センター」を「太陽の国交流センター」に、「厚生センター」を「交流センター」に改め、同条第二項中「厚生センター」を「交流センター」に改める。
第三条中「厚生センター使用許可申請書」を「交流センター使用許可申請書」に改める。
第四条中「厚生センターの」を「交流センターの」に、「厚生センター使用許可申請書」を「交流センター使用許可書」に改める。
第五条第一項中「厚生センター」を「交流センター」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生センター使用許可書」を「交流センター使用許可書」に改める。
第六条第一項中「厚生センター」を「交流センター」に改め、同項の表厚生センターの項を次のように改める。

交流センター	一 県が主催し、又は共催して行う研修その他の行事に使用するとき。	二 指定管理者が主催して行う研修その他の行事に使用するとき。	三 地域福祉の推進に資する行事（入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的を持って行う場合を除く。）に使用するとき。
	全額	全額	全額

四 その他知事が特に公益上必要があると認め 知事が定める額
たとき。

第六条第二項中「厚生センターの」を「交流センターの」に、「厚生センター使用許可申請書」を「交流センター使用許可申請書」に、「厚生センター使用料免除申請書」を「交流センター使用料免除申請書」に改める。

第七条第一項中「厚生センター使用料免除申請書」を「交流センター使用料免除申請書」に改め、同条第二項中「厚生センター使用料免除・不免除決定通知書」を「交流センター使用料免除・不免除決定通知書」に改める。

第十一条中「厚生センター使用料返還申請書」を「交流センター使用料返還申請書」に、「厚生センター使用許可書」を「交流センター使用許可書」に改める。

第十二条第一号中「厚生センター及び太陽の国中央公園（以下この条において「共通施設」という。）を「交流センター」に改め、同条第二号及び第三号中「共通施設」を「交流センター」に改める。

第十三条及び第十四条中「厚生センター」を「交流センター」に改める。

第一号様式その一及びその二中「厚生センター使用許可申請書」を「交流センター使用許可申請書」に、「厚生センター指定管理者」を「交流センター指定管理者」に、「厚生センターを」を「交流センターを」に改める。

第二号様式中「厚生センター指定管理者」を「交流センター指定管理者」に改める。
第三号様式その一及びその二中「厚生センター使用許可書」を「交流センター使用許可書」に、「厚生センター指定管理者」を「交流センター指定管理者」に、「厚生センターの」を「交流センターの」に改める。

第四号様式中「厚生センター指定管理者」を「交流センター指定管理者」に改める。
第五号様式中「厚生センター使用料免除申請書」を「交流センター使用料免除申請書」

「免除できる場 1 1
2 2
3 3」

「免除できる場 1
2 2
3 3
4 4」

第七号様式中「厚生センター使用料免除・不免除決定通知書」を「交流センター使用料免除・不免除決定通知書」に、「厚生センター使用料の」を「交流センター使用料の」

「免除できる場 1 1
2 2
3 3」

「免除できる場 1
2 2
3 3
4 4」

第九号様式その一及びその二中「厚生センター使用料返還申請書」を「交流センター使用料返還申請書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以

下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている使用許可書、個人使用券又は決定通知書は、改正後の規則の規定に基づき交付された使用許可書、個人使用券又は決定通知書とみなす。
(保健福祉総務課)

福島県規則第十八号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年福島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号イ中「検体検査（人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査）」を「臨床検査施設は、検体検査（臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第十九号

福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業支援館条例施行規則（平成十五年福島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二二、九六〇円」を「二二、一〇〇円」に、「三、七八〇円」を

「三、八五〇円」に、「二、五九二円」を「二、六四〇円」に、

オーバーヘッドプロ	
オーバーヘッドプロ	
スライド映写機	
テレビ	

ロジエクター（大）	一式一回	一、六二〇円
ロジエクター（小）	一式一回	九七二円

テレビ	
-----	--

		一式一回	一式一回
		二、一六〇円	八六四円
			スクリーン

を

		一式一回	二、二〇〇円
		一式一回	五五〇円

に改め、別表の

二の表中「一、二九六円」を「一、三三〇円」に改め、同表に次のように加える。

ポータブルマイク	一式一回	七七〇円
----------	------	------

別表の三の表中「四三三円」を「四四〇円」に、

電子白板	一式一回	
レーザーポインター		

	一式一台	二、一六〇円
	一台一回	一〇八円

を

レーザーポインター		
-----------	--	--

に、「一六二円」を「一六五円」に、「二二九円」を「二三三円」に、「三三四円」を「三三〇円」に、「七五円」を「七七円」に、「二、〇八〇円」を「二、一〇〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改める。

様式第一号その一を次のように改める。

一台一回	一一〇円
------	------

様式第1号 (第5条関係)

その1 (起業支援室以外の施設用)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認・許可番号	第 号
--------	-------	-------	-----	----------	-----

中小企業振興館使用承認申請書

年 月 日

福島県中小企業振興館指定管理者

〒

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり中小企業振興館を使用したいので申請します。

催しの名称					
使用の目的	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講習会 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> 販売会 <input type="checkbox"/> パーティー <input type="checkbox"/> その他 ()				
使用施設名	使用年月日	使用時間			
		設営・準備	開催	撤去・保管	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 (内容: <input type="checkbox"/> 物品販売 <input type="checkbox"/> 入場料等徴収 <input type="checkbox"/> その他 ())				
	<input type="checkbox"/> 無				
附属設備等使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場予定者数	延べ入場者数(約 人)	1日最大入場者数(約 人)	
案内表示 (電光掲示)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	(表示名称: <input type="checkbox"/> 催しの名称と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()) (時間) : ~ :			
担当者	住所	〒			
	氏名・役職				
	電話番号				
承認書等書類送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()				
備考	※使用者区分		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 中小企業者又は支援団体		

- ※印の欄は、記入しないでください。
- のある欄は、該当する箇所にレ印でチェックしてください。
- 「支援団体」とは、福島県産業支援館条例別表一の1の(1)の表備考2に規定する中小企業者を支援する者を行います。

様式第四号その一を次のように改める。

様式第4号 (第9条関係)

その1 (起業支援室以外の施設用)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認・許可番号	第 号
--------	-------	-------	-----	----------	-----

中 小 企 業 振 興 館 使 用 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

福島県中小企業振興館指定管理者

〒

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
(電 話 番 号)

次のとおり中小企業振興館の使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号	
催しの名称				
使用の目的	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 講習会 <input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> 販売会 <input type="checkbox"/> パーティー <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用施設名	使用年月日	使用時間		
		設営・準備	開催	撤去・保管
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
	年 月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :
営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 (内容: <input type="checkbox"/> 物品販売 <input type="checkbox"/> 入場料等徴収 <input type="checkbox"/> その他 ())			
	<input type="checkbox"/> 無			
附属設備等使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場予定者数	延べ入場者数(約 人) 1日最大入場者数(約 人)	
案内表示 (電光掲示)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	(表示名称: <input type="checkbox"/> 催しの名称と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()) (時間) : ~ :		
担当者	住 所	〒		
	氏名・役職			
	電 話 番 号			
承認書等書類送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()			

備考

※使用者区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 中小企業者又は支援団体
--------	--

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 変更がある事項のみ記入してください。
- のある欄は、該当する箇所にレ印でチェックしてください。
- 交付済みの使用 (使用変更) 承認書を添付してください。

附 則

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、様式第一号その一及び様式第四号その一の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の福島県産業支援館条例施行規則第五条第一項又は第九条第一項の規定により提出されている中小企業振興館使用承認申請書又は中小企業振興館使用変更承認申請書は、改正後の福島県産業支援館条例施行規則第五条第一項又は第九条第一項の規定により提出された中小企業振興館使用承認申請書又は中小企業振興館使用変更承認申請書とみなす。

(経営金融課)

福島県規則第二十号

ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

ふくしま医療機器開発支援センター条例施行規則(平成二十七年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「三〇、八二〇円」を「三一、三九〇円」に、「三七、一三〇円」を「三七、八二〇円」に、「一〇、〇二〇円」を「一〇、一九〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、一三〇円」に、「四、二六〇円」を「四、三四〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五五〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

別表の二の表中「二九一、〇六〇円」を「二九六、四五〇円」に、「一三八、六一〇円」を「一四一、一七〇円」に、「五三、六二〇円」を「五四、六一〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、八六〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、三〇〇円」に、「二六、〇一〇円」を「二六、四九〇円」に、「三四、三五〇円」を「三四、九九〇円」に、「九六〇円」を「九九〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 ふくしま医療機器開発支援センター条例の一部を改正する条例(平成三十一年福島県条例第二十四号)附則別表の二の表上欄に掲げる規則で定めるもの及び同表下欄に掲げる規則で定める額は、附則別表のとおりとする。

附則別表

一 研修室附属設備

附属設備の別	使用単位	金 額
ICUユニット	一式一回	三一、三九〇円
シミュレーター	一台一回	三七、八二〇円

除細動器	一台一回	一〇、一九〇円
ベッド	一式一回	三、一三〇円
ベッドサイドモニター	一台一回	四、三四〇円
薬剤投与装置	一台一回	一、五五〇円
映像装置	一台一回	二、三七〇円
電気供給設備(持込機 器に限る。)	一KWにつき	三三〇円

備考

1 使用単位のうち一回とは、ふくしま医療機器開発支援センター条例(平成二十七年福島県条例第九十一号。以下「条例」という。)に規定する午前、午後又は夜間に対応する時間をいう。

2 指定管理者は、この表に定めのない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額を定めることができる。

二 模擬手術室附属設備

附属設備の別	使用単位	金 額
血管造影X線診断装置	一式一回	二九六、四五〇円
Cアーム	一台一回	一四一、一七〇円
内視鏡装置	一式一回	五四、六一〇円
超音波メス	一式一回	二四、八六〇円
高周波手術装置	一式一回	一一、三〇〇円
洗浄装置	一式一回	二六、四九〇円
滅菌装置	一式一回	三四、九九〇円

電気供給設備（持込機
器に限る。）

一KWにつき
九九〇円

備考

- 1 使用単位のうち一回とは、条例に規定する全日に対応する時間をいう。
- 2 指定管理者は、この表に定めのない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額を定めることができる。

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

福島県規則第二十一号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。以下「条例」という。）附則別表の二の表上欄に掲げる規則で定めるもの、同表中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表下欄に掲げる規則で定める額は、附則別表のとおりとする。

附則別表

附属設備の別		使用単位	金額
通信塔附属設備	空域監視装置	一式一回	九、〇〇〇円
	気象観測装置	一式一回	一四、九〇〇円
	屋外大型モニタシステム	一式一回	七、四〇〇円
試験準備棟附属設備	3Dモーションキャプチャー	一式一回	五、九〇〇円
	映像記録システム	一式一回	五、〇〇〇円
	高速度カメラ	一式一回	四、七〇〇円
	投光機	一式一回	四〇〇円

発電機	一式一回	四〇〇円
被災者模擬装置	一式一回	四〇〇円
発煙模擬装置	一式一回	一〇〇円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表一の備考に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれをいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第二十二号

福島県産業交流館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業交流館条例施行規則（平成十年福島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「一・〇八を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同条第三項中「の合計額に一・〇八を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削る。

別表の一の表中「二七、三〇〇円」を「三〇、〇三〇円」に、「八、二四〇円」を「九、〇六四円」に、「七、一三〇円」を「七、八四三円」に、「一、九三〇円」を「一、三、一三三円」に、「五、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、三三二円」に、「一、七六〇円」を「一、九三六円」に、「一、三、八一〇円」を「一、五、一九一円」に、「四、一七〇円」を「四、五八七円」に、「三、六一〇円」を「三、九七一円」に、「六、〇三〇円」を「六、六三三円」に、「一、五三〇円」を「二、七八三円」に、「一、五三〇円」を「一、六八三円」に、「八九〇円」を「九七九円」に改め、別表の二の表中「四二円」を「四六円」に、「四七三円」を「五二〇円」に改め、別表の三の表中「二、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「一、三、二〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、七八〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一〇〇〇円」を「一一〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六五〇円」に、「一、三〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「六〇〇円」を「六六〇円」に、「

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例施行規程第16条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に完了する給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについて適用し、同年9月30日以前に完了した給水施設の設置又は移転等に関する工事に要する費用であって使用者に負担させるものについては、なお従前の例による。

（経営・販売課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月22日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第1号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「10,800円」を「11,000円」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第5号ア(ア)中「39,090円」を「39,800円」に改め、同号ア(イ)中「6,580円」を「6,700円」に改め、同号イ中「9,690円」を「9,870円」に、「100分の108」を「100分の110」に改め、同号ウ中「7,740円」を「7,890円」に、「15,500円」を「15,800円」に改め、同号エ中「6,640円」を「6,770円」に改め、同号オ(ア)中「910円」を「920円」に改め、同号オ(イ)中「860円」を「880円」に改め、同号オ(ウ)中「850円」を「870円」に改め、同号オ(エ)及び(オ)中「760円」を「770円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,020円」に改め、同号キ中「1,570円」を「1,600円」に改め、同号ク中「5,400円」を「5,500円」に改め、同号ケ中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(病院経営課)